

評価細目の第三者評価結果

(祇園風の光保育園)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	第三者評価結果	コメント
I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念・基本方針は、法人策定の物を使用している。加え、保育目標を掲げ園のしおり等に分かり易く明示している。職員に対しては、年初の職員会議等で確認し周知を図っている。保護者に対しても同様、年1回の保護者会(コロナ期間中は休止)で改訂版の園のしおりを配布し説明している。又、重要事項説明書にも掲載されており、入園の際に詳細に説明している。

I-2 経営状況の把握

I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-1(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	地域における保育ニーズに関しては市保育課に確認する、或いは入所期間中の見学等で入所時期、年齢、希望順等を把握しているが、実質的には市の配分により利用率等はほぼ賄えているので、余り積極的に地域の各種福祉計画の策定動向や内容を把握する必要性を感じていない。
I-2-1(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	理事会開催時に経営課題や問題点を共有している。理事会の内容については、終了後に職員会議で報告している。新設園の為、整わない設備もあるが予算化し計画的に取り組む様、進めている。

I-3 事業計画の策定

I-3-1(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-1(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	法人も含め、中期的にどの様なビジョンを持ち何を指して行くのかと云う検討がされていない為、中・長期計画は策定されていない。「より良い園を目指して」色々な活動を行って行く上では、長期目標(ビジョン)を明確にし、利用者を含め周知して行く事が重要と感じる。
I-3-1(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	理念・基本方針(目指す方向を端的に表現した内容)⇒中・長期計画(3～5年の間に具体的に目指す内容)⇒年度の事業計画(実行可能な具体的内容で年度で目指す計画を宣言)と云う計画の基本の理解度が法人としても課題ではと感じる。「事業計画」と「行事計画」の混同も感じられ、目標と云う概念の稀薄さから、改善意欲の有無にさえ疑問を抱いてしまう。
I-3-1(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-1(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業計画は、理事会で検討された内容が伝達され、それに従い策定されている為、職員の参画や意見の集約・反映等は行われていない。又、計画期間中の事業計画の実施状況の確認・分析、評価・見直しは、時期・手順等が定められていない為、把握できていない。只、現在の事業計画の職員への周知や理解を促す為の取組は行われている。
I-3-1(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	入園のしおりや行事計画の説明は保護者に対して行われているが、事業計画の説明や資料の配付・掲示等は、コロナの影響以前の問題として行われていない。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-1(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	改善課題の把握・抽出・改善策の検討・実施・評価・見直しと云った一連のPDCAサイクルに基づく改善の取組が行われておらず、福祉サービスの質の向上に対する活動が確認出来ない。依って、評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されていない。職員自己評価は行い保育現場での認識統一を初年度より行っている。
I-4-1(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	PDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されていない為、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施する取組は行われていない。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-1(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-1(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	10 年初の園日より等で所信を表明し、園長の責務を果たす為に地域の保育推進協議会に加入している。又、市内の保育問題に対し他園との情報共有も行っている。厚労省・県・市の保育関係条例の通達や周知を職員に対して行っている。有事の際の権限委任に付いても対応が決められている。
Ⅱ-1-1(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	b	11 職員の生活に関する法令や育児・介護休業法、労働基準法等を周知している。その他、非常勤職員の扶養範囲の労働に対する理解、新型コロナウイルス職員罹患時の法人内休業保証等問題提起、厚労省、県、市保育関係通達の共有等を行っている。外遊びがある為、特に大気汚染防止法関連には注意している。
Ⅱ-1-1(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-1(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	12 改善課題の把握・抽出・改善策の検討・実施・評価・見直しと云った一連のPDCAサイクルに基づく改善の取組が行われておらず、福祉サービスの質の向上に対する活動が確認出来ないが、日々の保育の中で出てきた職員からの改善案は、採用した内容については「全体の計画」に反映される。又、質の向上については、職員の教育・研修の充実を図っている。
Ⅱ-1-1(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	13 新設園のため十分な効力を発揮するには至らないが職員の専門性をより深める為の研修制度を利用し、各年毎に職員の専門分野担当を決め、リーダー制を導入し理解を深める体制作りを行っている。又、過度な時間外労働にならない運営の構築を目指している。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-1(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-1(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	14 人員計画として確立した物はないが、現状人員を人員計画と捉え、欠員が出たら補充する方式で満たしている。採用活動は、園からの申し出に対し法人として正規社員・臨時社員に関わらず、採用活動を行っている。法人間の関連保育園の差異がない様、公平で適切な採用を行っている。
Ⅱ-2-1(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	15 「期待する職員像等」は就業規則の服務心得で明確にしている。人事基準は明文化されておらず、配置・異動・昇進等に関しては、理事長の専任事項となっている。個人面談を行い職員の意向・意見を把握しているが、職員が、自ら将来の姿を描く事が出来る様になっているかは疑問符が付く。
Ⅱ-2-1(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-1(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	16 園長は、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認する等、職員の就業状況を把握している。特に時間外勤務は原則"0"となっており、15分単位の年休取得可と併せ、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組となっている。職員の悩み相談窓口の設置やメンタルヘルスチェック等は行われていない。又、福利厚生に関する規程等も準備されていない。
Ⅱ-2-1(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-1(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	17 職員一人ひとりの目標が設定され、個別面接を行う等、組織の目標や方針を伝え、又、職員の意向・意見を把握する等、所謂、目標管理の仕組みは構築されていない。
Ⅱ-2-1(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	18 職員の研修参加を積極的に行い、職場内での役割や専門知識を4~5年の計画の中で全員が身につけられる様、計画的に行っている。研修の事例発表も行い園の知的財産となる記録を残している。年度毎に職員の教育・研修計画が策定されている。
Ⅱ-2-1(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	19 各職員の資格(保育士/栄養士/看護師等)の取得状況は、園長により把握されている。新任職員の教育については、「全体的な計画」を標準的な実施方法として捉え、基本はその内容に沿った形でOJTが行われている。教育研修計画は階層別に決めており、外部研修については、研修案内を回覧し希望の研修にも行きやすい環境を実現している。
Ⅱ-2-1(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-1(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c	20 実習生の受入れについては、教育・育成に関する基本姿勢を明文化した内容がなく、規程やマニュアル・教育プログラムも準備されていない。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c	園のホームページには、基本方針や園の紹介は掲載されているが、事業計画・事業報告・予算、決算情報等は公開されていない。苦情相談の仕組みに付いても、策定されているが公表されていない。地域との関わりは、防災訓練や自治会等とも確認出来ない。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	内部の運営管理等に関するルールは、事務に付いては、管理規程に文書管理等、事務管理に関わる内容は規定されており、取引や契約に関しては、経理規程に規定されているが、職員に対する説明はなく、周知の必要性を感じる。内部監査、及び外部監査は、いずれも実施されていない。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域との関わり方に付いては、法人の基本方針に謳われている。地域の活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。しかしながら、地域との関わりは、防災訓練や自治会等を含め、確認出来ない。利用者の買い物や通院等の関わりに付いては、非該当。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	ボランティアの受入れに付いては、教育・育成に関する基本姿勢を明文化した内容がなく、規程や登録手続きに関する項目・マニュアル等も準備されていない。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	第三者評価結果	コメント
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	地域の医師/警察/消防や市の児教育センター・児童発達支援センター・保健センター・家庭児童相談室等、関係機関・団体に付いては、リスト化し職員に周知されている。又、上記機関とは定期的に課題に付いて教護を行っている。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子供が発見された場合は、児相や要保護児童対策地域協議会と連携し対応している。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	c	新設園の為、まずは本事業である委託児の安心安全な保育環境の構築に重点を数年間は置いて行きたい。令和4年度4月に初めて定員を満たす運営状況になる。この事から起こりうる事象に対し盤石な保育体制をまず整えたい。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	c	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組や地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動等は行われていない。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	利用者を尊重した福祉サービスの実施に付いては、保育目標に明示してあり重要事項説明書や入園のしおりに掲載し保護者への周知理解を図っている。又、標準的な実施方法としている「全体的な計画」にも、人権を大切に保育を掲げている。懲罰規定はあるが、倫理規程は策定されていない。不適切保育を確認するセルフチェックは行っている。男の子だから女の子だからと云う言葉は使用しない様に配慮している。
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	プライバシー保護(他人に知られたいくない事を保護)と個人情報保護(入所時等、開示しなければならない情報だが、そこから外には出て欲しくない情報の保護)の識別が難しく、プライバシー保護に特定した規程やマニュアルは策定されていない。設備的な対応(トイレのパーテーション設置等)は行われている。
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	現状でパンフレットとして使用している「入園のしおり」を関係各所に配布している。しおりは言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでも分かる様な内容にしている。見学等で来園した入園希望者には、個別にいいいな説明を実施している。しおりは毎年更新している。
III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	サービスの開始・変更時には、重要事項説明書や入園のしおりを用いて説明を実施しており、自己決定を尊重して押印を頂いて契約完了としている。その他、保護者の求めに応じて個別に対応している。理解が困難な家庭には、絵や写真を用いて分かり易く説明し、共通理解を図っている。
III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	c	保育所の変更や家庭への移行等にあたり、継続性に配慮した手順と引継ぎ文書等は定めていない。又、相談窓口の設置やその後の相談方法や担当者に付いて、説明を行いその内容を記載した文書を渡す等は行っていない。

評価結果詳細(祇園風の光保育園)

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	利用者満足度調査等は行われていない為、満足度の分析や検討、又、抽出した課題の改善策の策定等も行われていない。通常であれば年1回、職員も参加して利用者懇談会を実施し、その際に満足度に付いての聞き込み等を行っている。日々の保育の中から、子供達の表情の中から、又、話せる様になればその内容から子供の満足を把握する様に努めている。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情・相談解決の仕組みの案内が入園のしおり、重要事項説明書に記載され、園の掲示板にも表示されている。苦情・相談解決の体制があり、第三者委員、苦情受付、解決の担当が決められている。申し出し易い様、苦情・相談カードが策定されており、今の所、実績はないが適切に記録を保管する準備がされている。内容は必ず利用者にフィードバックされると共に、利用者の了解の元、公表する場合もある。改善案として、標準的な実施方法として採用される場合もある。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	苦情・相談解決の仕組みの案内は、入園のしおり・重要事項説明書に記載され、園の掲示板にも表示されているが、行政等含め複数の窓口がある旨の説明はされていない。相談をし易い意見を述べ易いスペースの確保には問題はない。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	利用者からの相談や意見に対して、コロナ禍の影響で対応が不十分なやむを得ない部分はあるが、基本的な対応の仕方として登退園時には相談に応じる時間が取れないとしており、それを是として改善対応が止まっている部分はないのかと感じる。この点については人員配置を含め、今後の課題として検討して欲しい。(今回の利用者調査で不満足 No.1)
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	緊急時対応マニュアルを策定し、危険個所の安全点検等(毎日、月次)を行っている。ヒヤリハット記入、検証を行い毎月の会議で検討会議を行っているが、発生要因を分析し改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組は行われていない。又、年度のまとめ等、集計・分析の中から重複発生案件や重大事故案件等を抽出し、重点的な対策を図る等の対応も不十分と言える。データはあるが宝の持ち腐れ状態。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症ガイドラインを元にマニュアルが作成されており、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。市よりの通達や感染症の予防が必要と思われた都度、勉強会を開催し周知徹底している。マニュアルは変更事由が発生した都度、改訂を行っている。保護者へは保育所緊急配信システムで都度配信される。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	非常時対策計画を策定し毎月、防災訓練を実施している。有事の際の危機管理マニュアルを策定している。立地条件から予測できる待機期間の想定や備蓄量の確認等を始めており、本格的BCPの検討は今後の検討課題となっている。有事の際は緊急配信メールにて保護者に対応方法連絡。防災用品や備蓄品に付いては、予算立てを行い順次配備して行く計画となっている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	標準的な実施方法は、「全体的な計画」を基本的なマニュアルと捉え、適用している。内容には、利用者の尊重・権利擁護に関わる姿勢等は明示されているが、プライバシー保護に付いては触れられていない。「全体的な計画」は年度毎にそれまでの改善提案がメンテナンスされ、その際には職員全員での確認が行われ、周知徹底と指導が行われる。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	標準的な実施方法としての「全体的な計画」は、年度末に見直しがされそれまでの改善提案がメンテナンスされ、その際には職員全員での確認が行われ、周知徹底と指導が行われる。新たに追加される改善提案には、職員や利用者等からの意見や提案が反映される様な仕組みになっている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	アセスメント様式が決められ適切に行われている。課題のある子供(アレルギー児の対応等)には関係部署が集まりカンファレンスを行い、アセスメントに関する協議も行っている。0~2歳は個別に、3~5歳はクラス別に週案/月案/年度保育計画が作られ、その決められた期間毎に振り返りも行っている。尚、保育計画には保護者のニーズは確認していない為、記載されていない。支援困難ケースへの対応に付き、特別にルールの設定等は行われていない。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	0~2歳は個別に、3~5歳はクラス別に週案/月案/年度保育計画が作られ、その決められた期間毎に振り返りも行っている。又、見直し・変更等が発生した場合も、同じく週案/月案/年度保育計画等をまとめた段階で上長の承認印を貰う仕組みとなっている。尚、保育計画には保護者のニーズは確認していない為、記載されていない。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	利用者の身体状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。0～2歳は個別に、3～5歳はクラス別に週案/月案/年度保育計画が作られ、その決められた期間毎に振り返りも行っている。又、見直し・変更等が発生した場合も、同じく週案/月案/年度保育計画等をまとめた段階で上長の承認印を貰う仕組みとなっている為、書き方等の指導も併せて行われる。内部の情報共有はツリー(無料アプリ)で行われている。	44
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	運営規程に管理期間や文書管理に関する規程がされている。個人情報取り扱いについては、就業規則や個人情報保護規程の賞罰規定含め、規定されている。職員には個人情報保護教育がなされ、周知と共に遵守されている。保護者には契約時に説明し、同意書に捺印を貰っている。	45

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

A-1-1 保育課程の編成			
A-1-1-1-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	全体的な計画は、職員参画のもと、保育所の保育目標に基づいて編成されており、児童憲章・児童の権利に関する条約・児童福祉法・保育所保育指針などの趣旨を捉え、心身健やかに健康でいる事を目指し編成している。内容は年1回、見直しを行い改訂している。	1
A-1-2 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-2-1-① 生活にふさわしい場として、子供が心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	換気は24時間閉め切っても出来るシステムを採用している。遊びは遊具をコーナー仕立てにして子供が自由に選べる様、配慮している。布団を敷く、畳を敷く等、くつろげるスペースを作っている。0~1歳は何時でも午睡できる様、準備されている。保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めており、手洗い場・トイレは、明るく清潔で子供が利用しやすい設備を整えている。	2
	第三者評価結果	コメント	
A-1-2-1-② 一人一人の子供を受容し、子供の状態に応じた保育を行っている。	a	就学前の子供の育ちには個人差を十分考慮し、まずは子供達一人ひとりが満足できる生活環境が大切である事を、繰り返し会議や打合せ等で共有している。これは法人共通の理念である。せかさす言葉や制止させる言葉等、所謂、不適切保育にならない様、十分配慮している。	3
A-1-2-1-③ 子供が基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	毎日の保育生活の中で習慣化する事も大切であるが、個々の能動的な興味関心を引き出す保育を中心とする様、配慮している。遊ぶ事、食べる事、楽しむ事の生活の中から身につく声掛けを大切に、否定的な声かけはしない様、留意している。生活習慣の習得に当たっては、強制する事なく一人ひとりの子供の主体性を尊重している。	4
A-1-2-1-④ 子供が主体的に活動できる環境を整備し、子供の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	新設園という事で設備等が十分ではない部分もあるが、教材や遊具が常に手の届く所に配置され個々の興味・関心で選択できる環境設定をしている。又、シフト等で担任不在の部分は、必ず介助保育士が配置され人的、物的環境を整えている。午前/午後、必ず外へ出る様に配慮している。畑や商店街で働いている方々が声がけしてくれる。リズム遊びやわらべ唄で様々な表現活動を体験できる様、工夫している。コロナ前は老人福祉施設訪問を行い、ご老人との遊びも体験していた。	5
A-1-2-1-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	こどもとの一对一の応答的な関わりを大切にする為に日本古来のわらべ唄の導入や担当制の保育を行い、個々の欲求や成長発達をより丁寧に行っている。日々の保育状況や発達に関しては、保護者が送迎時に保育士と話す事ができる配置に配慮したり、クラスだよりで写真の掲示等を行っている。	6
A-1-2-1-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	環境としては、クラス単独で過ごすのではなく、法人共通のガラス越しにも他クラスの活動が感じられたり、部屋の仕切りがオープンにできる事から探索行動や個々の興味関心が広げられる工夫がされている。乳児クラスから園庭へのアプローチも段差なくスムーズに移行できる環境設定がされている。	7
A-1-2-1-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	環境として年齢を分ける仕切りがなく、幼児全体としての活動も可能となっており、広い関係性作りの中でより多くの関りを日々の保育の中で体験が可能としている。コロナ渦ではあるが同一法人内の園と協力し合同行事に取り組む事で活動の幅が大きくできる配慮をしている。運動会や発表会は従来通りには実地できないが、工夫して親子で体験できる様に行っている。リズム遊びやわらべ唄で様々な表現活動を体験できる様、工夫している。	8
A-1-2-1-⑧ 障害のある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	障害児認定を受けていない入所児がおり、家庭との面談、発達支援センターの巡回と併せて保育を行っている。クラスの計画とリンクさせる事には困難があり、計画ではなく個別配慮、成長の記録を作成している。そこから関わり方や配慮の仕方・援助の方向を編み出し、家庭との連携の下、本児の成長発達に繋げて行っている。スモールステップ(目標を細分化して簡単な内容から小刻みに達成していく事で、最終目標に近づいて行く育成手法)の概念を取り入れている。ケース会議で職員間で共有している。	9
A-1-2-1-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	早朝保育・残留保育が開始され、新設2年目の保育の中でベストスタイルの構築過程にある。より子どもたちが安心して過ごせる状況の為に保育場所や職員配置の創意工夫を会議等で職員の意見を取り入れながら行っている。感染症予防の観点から保育の場を混合しない様にする配慮が必要であった。保育士と保護者との連携に付いては、時間的に難しい面もあり、課題を残した。	10
A-1-2-1-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	計画の中で小学校との連携の項目を取り入れている。又、保護者も集団の中での生活を知る必要があり、家庭へは面談やクラスだより等で、年間を通して就学に向けお知らせの配布を行っている。幼保小連絡協議会への参加を行い地域の保育園・幼稚園・小学校教諭との意見交換会に参加し連携を図っている。小学校訪問はコロナの関係で中止になっている。	11

評価結果詳細(祇園風の光保育園)

A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-① 子供の健康管理を適切に行っている。	b	健康管理に関しては、保険計画に従い記録は行っているがマニュアルは準備されていない。感染症予防の観点から、昨年度、今年度は通常保育時よりも一段と対応を徹底させている。手法に関しては感染症ガイドラインや、市保健所の指示により行っている。	12
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	健康診断・歯科健診の結果を保健計画等に反映させ、保育が行われている。又、適切に記録され、関係職員に周知されている。健康状況で指摘を受けた園児はいないが、肥満の恐れがあったりするので、食事等を管理している。歯科検診はおおむね良好。健康診断・歯科健診の結果は保護者に伝え、家庭での生活に生かされる様、配慮している。	13
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	アレルギー対応マニュアルに添って対応している。アレルギー児のいるクラスの職員は、アレルギー専門講座を受講している。誤食防止配膳や誤食事投薬預かりを受けている。見た目は極力同じに見える様に配慮し、食器の色やテーブルを変えている。必要に応じて担任・保護者と調理員を交えての面談実地を実施している。	14
A-1-(4) 食事			
	第三者評価結果	コメント	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	和食主体に出汁を取り、野菜も多く取り入れ人工調味料不使用として手作りしている。子どもは野菜がおおむね苦手であるが畑での野菜作り・収穫・調理等を通し、卒園までには楽しんで食べられる様に工夫し、食に興味を持つ様に指導(食育)している。又、献立や年齢毎の食べ方等、給食会議を行い常に改善を行っている。陶器の食器を使用し、割れる事も体験している。	15
A-1-(4)-② 子供がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	食事提供ガイドラインや大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、衛生管理が適切に行われている。給食会議、調理員の食事現場への巡回等で保育士、園児の食べ方、好みの把握を常に行っている。里芋やお茶等、地域の食文化や行事食などを取り入れている。	16
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子供の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	0~2歳は連絡帳+写真、3~5歳はお便り張+写真で日々の子どもの様子を保護者に知らせている。コロナ渦ということで文章での連絡が中心となっているが、親子参加でワークショップや触れ合いデーを企画し、交流を図っている。事務所や園児の受け渡し送迎時使用のテラスに面している為、直接保護者と会話する機会が取れている。	17
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b	コロナ渦ということで文章での連絡が中心となっている。保護者からの相談や意見に対して、コロナ禍の影響で対応が不十分なやむを得ない部分はあるが、登退園時には相談に応じる時間が余り取れていない。この点については人員配置を含め、今後の課題として検討して欲しい。その他、急な残業等には対応している。又、保育士への助言も、要望に応じ逐次園長が行っている。	18
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子供の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	児相や市の子ども支援課との連携に関しては連携を密に行い、保護者や園児に変異があればすぐに連絡を行う。又、お母さんの様子によっては声がけて確認している。それと同時に情報の共有を職員間で行い担任以外でも状況の把握を行っている。必要に応じて毎日のボディチェックや写真撮影を行い、記録を撮っている。虐待対応ガイドラインに基づき対応しており、併せて研修も行っている。	19
A-3 保育の質の向上			
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	保育士は毎月にも反省・振り返りを行っているが、年度末には1年間の振り返りを行い、自己評価をしている。各人の自己評価を集計・分析し、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。又、自己評価に基づき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。	20